

教 育 行 政 執 行 方 針

令和2年3月

新ひだか町教育委員会

令和2年度新ひだか町教育行政執行方針

1 はじめに

令和2年第1回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げますので、町議会議員の皆様をはじめ町民各位の御理解をお願い申し上げます。

2 基本目標

教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的及び理念を踏まえ、「町の将来を支える心豊かな人づくり」を基本目標に設定します。

3 主要施策の推進

この基本目標を目指して、新ひだか町における教育の一層の振興・充実を図るため、以下、推進する主要な施策について申し上げます。

(1) 学校教育の充実

① 未来に生きる力の育成

◎主体的・対話的で深い学びの展開

児童生徒に未来社会を生き抜いていくことができる資質・能力を育むため、新学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、問題解決的な学習過程を基本に、ICT機器の活用などを通して「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりを推進します。

また、授業改善の取組の促進に向けて、町研究指定校における「公開研究会」の実施を支援するとともに、学力向上推進会議を開催し、大きな成果を上げている町内中学校の実践等、優れた実践の共有財

産化を通して、学力向上に関する取組を組織的に進めます。

さらに、「ふるさと教育」を柱に、町や関係機関との連携の下、地域の人材や教育資源の活用による体験的な深い学びを通して、ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と地域の発展に貢献しようとする意欲や態度を育成します。

◎指導の改善に生きる評価の実施

全国学力・学習状況調査や標準学力検査の分析結果及び「教科の目標」と「育成を目指す資質・能力」の両面から設定した観点別の学習評価の実施により、検証改善サイクルを確立するとともに、客観的な授業評価の実施を通して、指導方法を改善し、児童生徒に必要な資質・能力の育成に努めます。

◎家庭学習と補充的学習の充実

児童生徒の学力向上のためには、家庭学習習慣の定着が不可欠であることから、啓発資料「家庭学習のすすめ・手引」の配付や「家庭学習強化週間」の設定、放課後や長期休業中の補充的学習を学校、家庭及び関係機関との連携により地域ぐるみで取組を進めます。

◎外国語（英語）教育の充実

外国語教育は、児童生徒が英語によってコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、英語教育推進リーダーが中心となり、学習活動が組織的に推進されるようにします。

また、小・中連携による研修会の開催や小学校外国語活動実践資料集の作成、外国語指導助手（ALT）の活用、小学校外国語専科指導非常勤講師の配置を通して、教員の指導力の向上と学習活動の改善・充実に努めます。

◎キャリア教育の充実

キャリア教育は、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を醸成するため、発達段階に応じ計画的に推進するとともに、地域の教育資源及び人材が、教育活動に有効活用されるよう関係機関との連携協力を努めます。

② 豊かな心と健やかな体の育成

◎「特別の教科 道徳」（道徳科）の充実

道徳教育は、児童生徒に豊かな情操や道徳心、他者への思いやりなどを育むため、家庭や地域と連携した体験的な学習活動や「特別の教科 道徳」において、考え議論する授業づくりと評価の工夫が行われるようにするとともに、道徳教育推進教師が中心となって研修活動を推進し、指導力向上や指導体制の充実に努めます。

◎望ましい家庭生活習慣の確立

心身の健康を保持・増進させるため、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を継続して推進するとともに、スマートフォンやテレビ、ゲーム等の適切で節度ある利用の徹底及び「生活リズムチェックシート」等の活用を通して望ましい家庭生活習慣の確立に努めます。

◎体力・運動能力向上の取組の充実

体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果をもとに、体育の授業や体育的行事の改善と「体力向上プラン」による「1校1実践」の取組を推進するとともに、シベチャリマラソンや駅伝大会などの町のスポーツ大会等への参加を促します。

また、「体力向上活動サポーター派遣事業」の継続や高静小学校に

小学校体育専科教員を引き続き配置して、体育の授業の指導・支援に対応するなど、全町的な取組を進めます。

◎特別支援教育の充実

特別支援教育では、「合理的配慮」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を適切に配置し、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導体制の充実に努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携の下、早期からの教育相談や適切な就学指導を進めるなど、就学前からの継続的な教育支援を推進します。

◎健康安全教育の充実

健康安全教育では、生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質・能力を育成するため、健康安全に関する計画に基づき、心身の健康づくりをはじめ、危機回避能力育成のため関係機関や団体との連携による交通安全教育や防犯・防災教育を一層推進します。

また、町内で生産・収穫された食材を積極的に活用し、栄養バランスのよい安心・安全な学校給食の提供を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

◎いじめ、不登校及び児童虐待等への取組の充実

いじめ等の問題行動については、未然防止と早期発見・早期解消が重要であることから、町及び各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関等との連携の下、組織的かつ迅速な対応に努めます。

また、不登校については、スクールカウンセラーの活用やケース会議の開催などの相談・支援体制を整え、学校を中心に家庭や関係機関との連携を図るとともに、静内中学校区を推進地域とした「中1ギャップ問題未然防止事業」を継続し、未然防止や解消に向けた取組を進めます。

さらに、児童虐待については、学校が児童生徒の様子などからサインを敏感に察知し、迅速に関係機関との連携の下、関係部署で構成する町自殺対策推進委員会との情報共有に努めるなど、子どもの命を守ることを最優先として、組織的に対応します。

③ 学校力・教師力の向上

◎学校組織の活性化

学校組織の活性化については、校長がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員全体がチームとして力を発揮できるよう組織マネジメントの確立を促します。

また、公開研究会や研修講座への積極的な参加を促すとともに、校内研修を基盤として、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実やコンプライアンス意識の醸成に努めます。

さらに、学校課題に関する各種会議や現職研修会の開催及び計画的な研修への参加を促し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

◎カリキュラム・マネジメントの充実

新学習指導要領の総則の趣旨を踏まえ、全教職員がカリキュラム・マネジメントの能力を身に付けるため、日常的に教育課程の編成・実施・評価・改善に取り組むよう促すとともに、プログラミング教育の円滑な実施に向けて、各学校における取組を支援します。

◎学校と地域との連携の推進

学校が地域と一体となって、児童生徒の学びや成長を支える取組が推進されるよう、「コミュニティ・スクール」の導入に向けて、「学校運営協議会」の設置を順次進めます。

また、地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する体制の構築に取り組むとともに、幼保小中高連携を充実し、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進します。

④ 教育環境の整備・充実

◎学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革については、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、国や道の動向を踏まえ、校長会とも連携のうえ、「新ひだか町立学校における働き方改革アクション・プラン」の見直しを図りながら、取組を推進します。

特に、校務の情報化や情報共有化による教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、「一斉配信メール」の運用継続と「校務支援システム」の導入を進めます。

◎教育委員会による支援の充実

入学前の予約申込が可能な給付型奨学金制度を継続するとともに、町内高等学校の通学費助成及び通学バスの運行等の修学支援を引き続き実施します。

また、ICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用の実現に向けて、校内通信ネットワーク（校内LAN）の整備を推進します。

さらに、新ひだか町教育研究協議会の研究・研修活動の充実に努めます。

◎小中学校の再編整備の推進

小中学校の再編整備については、策定した「学校施設個別施設計画（長寿命化計画）」を踏まえて、「新ひだか町立学校再編整備計画」を策定し、町民の御意見等を的確に把握しながら、計画的な推進に努めます。

(2) 社会教育活動の充実

社会教育では、子どもたちから高齢者の方々まで、学ぶ喜びと自ら学び続けようとする意欲を養うことができるよう、自然・社会・文化体験等の多様な学習活動機会を通じて、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び、心豊かな生活を送るための学びの環境づくりや事業を推進します。

公民館は、気軽に利用できる社会教育活動の拠点として、各種活動団体の情報を発信し、団体活動の活性化を促進します。

また、学校と地域住民等との連携・協働体制づくりが円滑に進められるよう、コーディネート機能の発揮に努めます。

さらに、本年度は、令和3年度から5か年の「第3次社会教育中期計画」の策定に取り組みます。

(3) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動については、文化団体等との連携を図り、「町民芸術祭」をはじめとする文化事業への支援を継続するほか、総合町民センター・はまなすの利用促進に努めるとともに、各世代の町民が芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

(4) 読書環境の充実

図書館は、本館・分館ともに計画的な蔵書収集及び関係機関との

協力により、町民の知的ニーズに応えるよう努めます。

また、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を通して、乳幼児期からの読書の大切さについて普及・啓発に努めるとともに、子ども向けの読み聞かせやレクリエーション事業の実施のほか、成人を対象とした朗読会など各種事業の実施により、幅広い世代の学習活動に繋がるよう努めます。

さらに、町内各小中学校へ学校司書を巡回派遣し、学校図書館活動の充実を図り、児童生徒の読書活動の推進に取り組みます。

(5) 文化財保護・博物館活動の充実

博物館は、先人が遺した郷土資料を後世に伝えるための保存と管理を行い、併せて郷土の自然や歴史、文化に関する展示や講座を開催するとともに、学校の「ふるさと教育」への支援を行うなど、子どもから大人まで、町民が親しみながら郷土の姿を学べる機会の提供に努めます。

文化財の保護・保存については、文化財愛護の普及啓発や、資料の収集及び調査・研究に努め、とりわけ、国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」については、保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携を図りながら、計画的で適切な保存管理に努めます。

また、本年度は、当町の特産品の一つである「こんぶ」に焦点をあてた企画展示を行い、関連する講座を開催するなど、博物館事業の充実に努めます。

(6) スポーツ振興の充実

社会体育では、町民が心身ともに健康で充実した生活を送り、地域の教育力の向上や活力ある健全な社会の形成のため、スポーツの振興に努めます。

すべての町民が、生涯を通じてスポーツに親しめるよう、健康づくり事業やスポーツ教室等を開催するとともに、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、スポーツ団体の育成や大会開催を支援するなど、より多くの方々に参加いただけるよう取り組みを進めます。

また、各種体育施設の整備や適切な管理運営を行い、町民が安全・快適に利用できるスポーツ環境づくりに努めます。

ライディングヒルズ静内は、町民のための教育施設としての設置目的を踏まえ、誰もが気軽に馬と触れ合え乗馬ができる施設として、乗馬普及事業等の充実に努めます。

4 むすび

教育委員会といたしましては、生涯学習社会を基盤として、本町の将来を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち未来に向かって逞しく成長するとともに、町民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関・団体等との連携を図りながら、教育のより一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます、令和2年度の教育行政執行方針といたします。